

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付額一覧表

(別紙1)

資金の種類	貸付目的	貸付対象	貸付限度額(円)	利率	据置期間	償還期間
事業開始	事業を開始するために必要な経費 (設備費、什器、機械、材料等)	母・父・寡婦	3,030,000	無利子	貸付の日から1年間	据置期間経過後7年以内
		母子・父子福祉団体	4,560,000	1.0%		
事業継続	事業を継続(拡張)するために必要な経費	母・父・寡婦 母子・父子福祉団体	1,520,000	無利子 1.0%	貸付の日から6か月間	据置期間経過後7年以内
技能習得	事業を開始し、または就職するために必要な知識・技能を修得するために必要な経費	母・父・寡婦	月額 68,000	無利子 1.0%	知識・技能を修得する期間満了後1年間	据置期間経過後20年以内
			運転免許 460,000		貸付の日から1年間	
			特別 年間 816,000 ※12ヶ月分		知識・技能を修得する期間満了後1年間	
修業	児童等が事業を開始、または就職するために必要な知識・技能を修得するために必要な経費	母子及び父子家庭の母または父が扶養している児童 寡婦が扶養している子	月額 68,000 運転免許 460,000	無利子	知識技能を修得する期間満了後1年間	据置期間経過後20年以内
就職支度	就職に際して必要な経費	母・父・寡婦 児童	一般 100,000	※1	貸付の日から1年間	据置期間経過後6年以内
			特別 330,000 ※自動車購入			
医療介護	医療や介護を受けるために必要な経費	母・父・寡婦 児童(介護の場合は児童を除く)	一般 340,000	無利子 1.0%	医療や介護を受ける期間満了後6か月間	据置期間経過後5年以内
			特別 480,000 (所得税非課税)			
			介護 500,000			
生活	知識・技能を修得している期間の生活費	母・父・寡婦	月額 141,000	無利子 1.0%	知識・技能を修得する期間満了後6か月間	据置期間経過後20年以内
	医療・介護を受けている期間の生活費		月額 105,000		医療や介護を受ける期間満了後6か月間	据置期間経過後5年以内
	配偶者のない女子または男子となつて7年未満の者(生活安定貸付期間)に対する生活費		月額 105,000 (総額 2,520,000)		生活安定貸付期間満了後6か月間	据置期間経過後8年以内
	失業してから1年以内の者に対する生活費		月額 105,000 生活中心者でない場合の限度額は、月額70,000円		失業貸付期間満了後6か月間	据置期間経過後5年以内
住宅	住宅の建設・購入・補修・増改築をするときに必要な経費	母・父	一般 1,500,000	無利子 1.0%	貸付の日から6か月間	据置期間経過後7年以内
			特別 2,000,000 災害等により、住宅が全壊した場合等			
転宅	住居を移転するために必要な経費	母・父・寡婦	260,000	無利子 1.0%	貸付の日から6か月間	据置期間経過後3年以内
結婚	扶養している子の婚姻に際して必要な経費	母・父・寡婦	300,000	無利子 1.0%	貸付の日から6か月間	据置期間経過後5年以内

※1 児童・子に対する貸付については連帯保証人の有無に関わらず無利子での貸付となります。

◎いずれの資金も連帯保証人なしでの貸付が可能ですが、その場合は年率1.0%の利子が発生します。(※1の場合を除く)

利率の欄は上段が連帯保証人を付けた場合、下段が連帯保証人なしの場合の利率となります。